

第15回西和賀町議会定例会

令和7年6月13日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、日程第1、報告第1号 令和6年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいま上程になりました報告第1号 令和6年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

令和6年度西和賀町一般会計予算に係る繰越明許費について、出納閉鎖により繰越額が確定し、令和7年度に繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越明許費における翌年度繰越額の合計額は、15事業、3億6,354万4,000円から令和6年度で支出済みとなった1億450万2,000円を差し引いた2億5,904万2,000円を令和7年度に繰越したものであります。

なお、各事業別の繰越額については繰越計算書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば質疑を許します。
質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第1号 令和6年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終了します。

続いて、日程第2、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法施行令等の改正に伴い、西和賀町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

例年行われておりますこの税制改正に伴う税条例の改正につきましては、県から示された条

例改正の例に基づき行うものです。

なお、改正部分には下線を引いてありますが、字句等の改正のみを行ったもの、あるいは法律改正に伴い条文の整理を行ったものなど、今回の税制改正において内容が大きく変わらない部分については割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

初めに、今回の主な改正内容は、特定親族特別控除の創設、軽自動車税種別割の標準税率区分の見直し、加熱式たばこに係る課税標準の特例措置などを行うものです。

それでは、西和賀町税条例の一部を改正する条例の1ページを御覧ください。第18条は公示送達の方法についてインターネットを用いる方法を追加するものです。

公示送達とは、住所等が住民票・実地調査などによっても不明である場合など、郵便及び交付による送達ができない特別な事情がある場合に、送付すべき書類の要旨を一定期間、納税地の所管の役所の掲示場に掲示することにより送達があったものとみなす制度です。

今回の改正では、現行の役場掲示板への掲示以外に、インターネットや庁舎内に設置した電子機器への表示、閲覧することにより行うことができるものとするものです。

2ページ、第34条の2から6ページ、第36条の3の3までは、町民税の所得控除に関するもので、特定親族特別控除の創設に伴う改正となります。特定親族特別控除の内容については、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族、配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く親族で、合計所得金額が58万を超え123万円以下の人を特定親族といい、居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除するものであります。

7ページを御覧ください。第82条は、2輪車

の車両区分の見直しに伴う軽自動車税の種別割の税率についての改正となります。原動機付自転車のうち2輪のもので、総排気量が125cc以下で最高出力が4.0キロワット以下のものが新たに追加され、その税率を2,000円とするものです。

9ページを御覧ください。第90条は、道路交通法の改正に伴うものです。軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免について、減免申請の際に運転免許証の提示が必要となっておりますが、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるいわゆる「マイナ免許証」について追加するものです。

13ページを御覧ください。制定附則第16条の2の2については、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を新たに追加するものです。国たばこ税の見直しに伴い、加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みに見直すものです。

最後に、16ページを御覧ください。改正附則第1条では、施行期日を令和7年4月1日としております。ただし、第1号、町民税に関する改正規定については令和8年1月1日、第2号、町たばこ税に関する改正規定については令和8年4月1日、第3号、公示送達に関する改正規定については地方税法等の一部を改正法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行日とするものです。

第2条から第6条までは、それぞれ経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第3、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令等の改正に伴い、西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

今回の改正は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ並びに

軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずる金額の引上げを行うものです。

西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の1ページを御覧ください。第2条は、国民健康保険税の課税額を規定しているものになります。保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税の軽減を図る観点から令和6年度においても課税限度額の見直しを行っておりますが、今回の改正においても基礎課税額の限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の24万円から26万円に、それぞれ引き上げるものです。

第23条は、国民健康保険税の軽減措置を規定しているものになります。低所得者に対する保険税の軽減措置として、所得に応じて均等割額や世帯平等割額を7割、5割、2割軽減しておりますが、経済動向等を踏まえ見直すこととされており、今回は5割軽減と2割軽減の所得判定基準の被保険者数に乗じる金額を改正するものです。5割軽減対象世帯については、現行の29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減対象世帯については54万5,000円から56万円に、それぞれ引き上げるものです。

次に、附則についてであります。第1項では施行期日を令和7年4月1日とし、第2項では経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第4、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第10号））についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第10号））について提案理由を申し上げます。

この専決処分は、例年年度末に確定する各種譲与税及び交付金の交付額の確定のほか、基金充当事業及び各種事業の事業費確定による調整など歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ658万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,772万6,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費の補正については7ページ、第2表、繰越明許費補正のとおり、第3条、地方債の補正については8ページ、第3表、地方債補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。16ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費については、町の例規に係る印刷製本費及び例規データベース維持更新業務委託料、合わせて60万1,000円を増額するほか、執行状況を精査し普通旅費等を減額するものです。

5目財産管理費、基金造成事業については、特別交付税、ふるさと納税及び基金利子の額の確定に伴い、減債基金積立金7,032万5,000円を増額、がんばる西和賀応援基金積立金145万8,000円の減額のほか、17ページになりますが、森林環境譲与税を財源とし1,590万円を森林整備促進基金に積み立てるものです。その他の基金については、基金利子の額確定に伴い、それぞれの基金に積み立てるものです。

6目企画費については、地方交通路線対策事業ほか3事業の事業費確定により減額するものです。

空き家等対策事業については、特定空家解体工事（大沓）の工事内容の精査により131万9,000円を増額するほか、空き家改修費助成事業補助金等の事業費確定に伴い396万3,000円を減額するものです。

8目自治振興費320万2,000円の減額は、地域づくり推進事業及び豪雪地帯安全確保事業の事業費確定に伴うものです。

18ページを御覧ください。2項2目賦課徴収費589万2,000円の減額は、定額減税補足給付金給付事業の事業費確定に伴うものです。

4項選挙費については、3目参議院岩手県選出議員補欠選挙費及び19ページ、4目衆議院議員総選挙費について、それぞれの選挙執行経費が確定したことにより減額するものです。

3款1項1目社会福祉総務費746万円の減額は、介護事業所等物価高騰対策支援事業ほか2事業の事業費確定に伴うものです。

20ページを御覧ください。4款1項1目保健衛生総務費、医師養成事業1,360万円の減額は、対象者がなかったことから減額を行うものです。

2目予防費については、個別予防接種の接種実績により249万1,000円を減額するものです。

21ページを御覧ください。6款1項農業費325万3,000円の減額及び22ページ、2項林業費217万3,000円の減額は、各種事業の事業費確定に伴うものです。

7款1項商工費365万2,000円の減額は、商工振興費臨時事業ほか3事業の事業費確定に伴うものです。

23ページを御覧ください。8款2項3目道路除雪費については、今季の除排雪の状況並びに執行状況を踏まえ、町道除排雪業務委託料1,431万3,000円を増額するほか、除雪運転手等の人件費などを減額するものです。

24ページを御覧ください。4項2目下水道費については、下水道事業会計（特定環境保全公共下水道）出資金640万円を減額するものです。

9款1項1目非常備消防費242万9,000円の減額は、消防団員・婦人消防協力隊の人員及び出動実績を踏まえ減額するものです。

2目常備消防費454万1,000円の減額は、北上地区消防組合分賦金の額確定に伴うものです。

10款1項2目事務局費については、西和賀高校魅力化支援事業補助金を100万円減額するものです。

25、26ページを御覧ください。2項小学校費及び3項中学校費については、各種事業の事業費確定に伴う減額のほか、中学校教育振興事務費について、全国中学校スキー大会等派遣補助金69万7,000円を増額するものです。

5項1目保健体育総務費23万6,000円を増額は、JOCジュニアオリンピックカップ大会のクロスカントリースキー競技及び全日本中学生

ソフトボール大会に係る大会派遣事業補助金になります。

2目体育施設費及び3目学校給食費については、それぞれ事業費の確定により減額するものです。

次に、11ページからの歳入について説明いたします。11ページを御覧ください。2款地方譲与税から12ページの10款環境性能割交付金まで及び13款交通安全対策特別交付金の増減額については、譲与税及び交付金の額確定に伴うものです。

12款1項地方交付税2億6,325万4,000円を増額は、特別交付税の交付額確定に伴うものです。

13ページを御覧ください。16款2項国庫補助金6,969万4,000円を増額、17款2項県補助金98万6,000円の減額及び3項委託金985万3,000円の減額は、それぞれ事業費や執行経費の確定に伴うものです。

なお、土木費国庫補助金、臨時道路除雪事業費8,400万円の増額は、今期の大雪による臨時特別措置によるものです。

18款1項2目利子及び配当金141万1,000円を増額は、基金利子の額確定に伴うものです。

14ページを御覧ください。19款1項1目一般寄附金については、寄附実績によりがんばる西和賀応援寄附金300万円の減額及び企業版ふるさと納税100万円を増額するものです。

20款1項基金繰入金3億1,093万4,000円の減額は、特別交付税の増額及び歳出における充当事業の事業費確定などに伴い繰入額を調整したものです。

22款4項1目雑入については、自動車損害共済金909万9,000円を増額及び新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金195万円1,000円を減額するものです。

15ページを御覧ください。23款町債は、第3表、地方債補正に合わせ、町民バス購入事業ほか3事業の財源調整を行ったものです。

次に、7ページに戻っていただきます。第2

表、繰越明許費補正については、今回の補正予算により事業費に変更があったことから、空き家等対策事業ほか3事業について翌年度に繰り越して使用することができる金額を変更するものです。

8ページを御覧ください。第3表、地方債補正については、公共土木施設災害復旧単独事業ほか3事業について、事業費の確定に伴い借入限度額を変更するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第10号））についてを採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第5、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令

和6年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））について提案理由を申し上げます。

この専決処分は、年度末における県の保険給付費等交付金の確定等に伴い歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,073万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億464万2,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳入から説明いたします。6ページを御覧ください。3款1項1目保険給付費等交付金507万7,000円の増額は、普通交付金の確定によるものです。

7款3項3目雑入565万6,000円の増額は、国民健康保険医療費等の返還金です。

次に、歳出について説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項1目一般被保険者療養給付費507万7,000円の増額は、歳入の普通交付金の確定に伴うものです。

6款1項1目財政調整基金積立金565万6,000円の増額は、歳入で説明しました雑入の国民健康保険医療費等返還金を財政調整基金に積み立てるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))についてを採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第6、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第5号))についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第5号))について提案理由を申し上げます。

この専決処分は、事業費確定に伴う歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条では令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第5号)は次に定めるところによるとし、第2条では資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、資本的収入について既決予定額2億8,543万7,000円から640万円を減額し、資本的収入総額を2億7,903万7,000円にしようとするものです。

また、資本的支出については既決予定額2億8,508万4,000円に9,000円を増額し、資本的支出総額を2億8,509万3,000円にしようとするものです。

それでは、資本的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。6ページを御覧ください。資本的収入、1款4項1目他会計出資金640万円の減額は、事業完了に伴い一般会計出資金の調整を行うものです。

資本的支出、1款3項1目基金積立金9,000円の増額は、預金利息額確定に伴い下水道事業基金に積み立てるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第5号))についてを採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第1号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第1号
西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

岩手県子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1 ページを御覧ください。令和7年8月1日から岩手県が実施する子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費助成事業の対象者のうち、重度心身障がい者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者が追加されることに伴い、第2条第3号に規定している重度心身障がい者の定義に「オ」とし、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級に該当する方を追加するものです。

また、子どもの医療費給付制度に係る例規は本条例と西和賀町児童生徒医療費給付規則の2本の例規で整理しておりますが、他市町村の例規を参考に、本条例に整理をし、明確性を高めるために改正をしようとするものです。

2 ページ、第4条第1項については、子どもの監護者に関わる所得要件について規定している第1号を削り、同項第2号及び第3号を1号ずつ繰り上げ、同条第2項は第1項の改正に伴い整理するものです。

3 ページ、第5条については、第1項に規定している給付の額から子どもの年齢や医療費の区分の規定を削るものです。

4 ページ、同条第2項第1号については、受給者負担額に相当する額が給付の額としている子どもの年齢を6歳から18歳に改め、同項第3号は第1号の改正に伴い削るものです。

次に、附則についてであります。5 ページを御覧ください。附則第1項で施行日を令和7年8月1日とし、附則第2項では経過措置として、この条例の施行日前の受療の取扱いについ

ては改正前の条例の取扱いによると定めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第2号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第2号
西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1 ページを御覧ください。条例の改正内容は、

課税免除の適用、第2条中、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日の期限及び対象施設の設置の期限について、令和7年3月31日を令和10年3月31日に改めるものです。

次に、附則についてであります。2ページを御覧ください。この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第3号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、会計年度開始後間もないことから、事務事業の執行に向け準備をしたと

ころ調整が必要なものと及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など国の補助事業関係予算の調整をしようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,525万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,825万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、債務負担行為の補正については、第2表、債務負担行為補正のとおり、1事業を追加するものです。

第3条、地方債の補正については、第3表、地方債補正のとおり、6事業の追加、4事業については限度額をそれぞれ変更し、1事業を廃止するものです。

主な補正の内容は、地域ブランド推進事業1,500万円、定額減税補足給付金給付事業876万円、保育施設統合整備事業2,789万7,000円、さわうち病院事業4,023万2,000円、(仮称)西和賀町保健センター建設事業3,660万2,000円、林構施設管理運営費6,736万4,000円、観光費臨時事業1,565万7,000円等を増額するものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

13ページを御覧ください。2款1項6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費572万円の増額は、岩手県が工事を行っている国道107号の(仮称)大石トンネルにおいて、非常用設備用に光回線の利用が予定されていることから、引込設備設置等工事を行うものです。

地方交道路線対策事業については、今後の町民バスの修繕に対応するため、修繕料を100万

円増額するものです。

14ページを御覧ください。ふるさと納税推奨事業については、令和6年度のふるさと納税実績額に基づき、ふるさと応援地域づくり活動支援交付金175万6,000円を増額するものです。

地域ブランド推進事業、雪を活かした商品開発・情報発信業務委託料1,500万円の増額は、継続事業となりますが、地域ブランド「ユキノチカラ」を運営するユキノチカラプロジェクト協議会が中核となり、町内関係機関等と連携・調整を図りながら雪を活用した新商品の開発及び雪国の魅力を県内外に情報発信していく事業の経費であります。

2項2目賦課徴収費についてであります、令和6年度に実施した所得税・個人住民税の定額減税補足給付金（調整給付金）については、令和5年分の所得を基に算定した推計額により給付をしたものであります。今回の定額減税補足給付金給付事業については、令和6年分の所得金額が確定したことに伴い、本来給付すべき給付額と令和6年度に給付した給付額に差額が生じた方に対してその差額分を不足額給付金として給付するもので、給付に係る事務費及び給付金876万円を増額するものです。

15ページを御覧ください。5項2目諸統計調査費227万9,000円の増額は、国勢調査に係る事務補助として任用する会計年度任用職員1名分の経費であります。

3款1項2目高齢者福祉費770万円の増額は、認知症対応型グループホームが実施する非常用自家発電設備の整備に対し、国庫補助金である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付するものです。

2項1目児童福祉総務費、保育施設統合整備事業については、にしわが愛児会が新たに建設する保育園の実施設計業務に係る経費に対する補助金1,644万5,000円の増額並びに建設用地に係る用地測量等業務委託料等及び用地取得費合わせて1,145万2,000円を増額するものです。

16ページを御覧ください。4款1項5目保健センター費、（仮称）西和賀町保健センター建設事業については、（仮称）西和賀町保健センター建設工事基本・実施設計業務委託料、用地測量等業務委託料及び地質調査業務委託料として3,660万2,000円を増額するものです。

17ページを御覧ください。6款1項3目農業振興費、地域おこし協力隊招聘事業については、農業分野において新たに2名の委託型地域おこし協力隊を任用するため、地域おこし協力隊運営業務委託料825万円を増額するものです。

2項2目林業振興費、18ページの地域おこし協力隊招聘事業については、林業分野において新たに1名の任用型地域おこし協力隊の任用に係る経費515万7,000円を増額するものです。

4目林業者施設費、林構施設管理運営費6,736万4,000円の増額は、19ページになりますが、オロセのつり橋橋梁補修工事及び施工監理業務委託料であります。

7款1項3目観光費、観光施設管理運営費126万9,000円の増額は、道の駅錦秋湖売店エアコン設置工事を行うものです。

観光費臨時事業については、温泉開発事業補助金1,565万7,000円を増額するものです。

川をいかしたまちづくり事業153万4,000円の増額は、無地内地区の用地購入費及び立木補償費であります。

8款2項2目道路維持費、町道舗装補修事業は、町道の路面損傷箇所の舗装修繕に要する経費として500万円を増額するものです。

町道側溝改修事業470万1,000円の増額は、老朽化等により破損している側溝の修繕及び町道巾線側溝改修工事を行うものです。

道路安全施設整備事業901万5,000円の増額は、破損している防護柵等の修繕及び町道区画線設置工事、町道巾線防護柵等改修工事を行うものです。

20ページを御覧ください。5目橋りょう費、橋梁維持管理費204万1,000円の増額は、雪解け

後に調査をした結果、損傷があった町道東側幹線志賀来橋ほか2橋梁の修繕を行うものです。

3項1目河川費、河川改修事業670万円の増額は、普通河川深沢川及び小鬼ヶ瀬川の河川測量設計業務委託料であります。

21ページを御覧ください。10款1項2目事務局費、公営塾運営事業については、国際理解推進員を新たに1名増員し、2名体制とするための人件費212万7,000円を増額するものです。

23ページを御覧ください。11款2項1目現年発生災害復旧費については、今後の災害発生に備え、修繕料及び重機等借上料204万9,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。11ページを御覧ください。16款2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金876万円の増額は、歳出で説明した定額減税補足給付金給付事業の財源として見込むものです。

2目民生費国庫補助金については、歳出の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費交付金の財源として、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金770万円を見込むものです。

4目土木費国庫補助金4,118万3,000円の減額は、町道舗装改良事業費及び公営住宅改善事業費に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴うものです。

17款3項1目総務費委託金については、国勢調査委託金等の統計調査費委託金118万3,000円を増額するものです。

20款1項1目基金繰入金については、歳出のふるさと応援地域づくり活動支援交付金の財源として、がんばる西和賀応援基金からの繰入金175万6,000円を増額するものです。

2項1目他会計繰入金1,565万6,000円の増額は、歳出の温泉開発事業補助金の財源として、温泉事業特別会計から繰入れするものです。

12ページを御覧ください。21款1項1目繰越金9,597万1,000円の増額は、6月補正予算の財

源として繰越金を充てるものです。

22款4項1目3節雑入については、(仮称)大石トンネルに係る光ケーブル設置工事の負担金として572万円を見込むものです。

23款1項2目民生債1,520万円の増額は、社会福祉法人にしわが愛児会の新保育施設建設事業に対する補助金の財源として見込むものです。

3目衛生債2,170万円の増額は、(仮称)西和賀町保健センター建設事業の財源として見込むものです。

4目農林水産業債6,730万円の増額は、オロセのつり橋橋梁補修事業の財源として見込むものです。

5目商工債150万円の増額は、川をいかしたまちづくり事業費の増額に伴うものです。

6目土木債4,780万円の増額は、国の交付金内示に合わせて調整するものです。

7目消防債240万円の増額は、起債対象事業費の精査に伴うものです。

8目教育債については、小学校及び中学校のGIGAスクール環境整備事業の財源として260万円を見込むものです。

それでは、ページを戻っていただいて5ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正については、令和7年度農業近代化資金融資に伴う利子補給事業を追加するものです。

6ページから8ページにかけては、第3表、地方債補正になります。先ほどの歳入の23款町債での説明と重複いたしますが、追加については社会福祉法人にしわが愛児会新保育施設建設事業費ほか5事業に充てるため旧合併特例債等を追加するものです。

次に、変更については国の交付金の内示、事業費の精査・増額等に伴い4事業の限度額を調整するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

最後に、廃止については町道舗装改良事業費について当初過疎対策事業債を見込んでおりましたが、緊急自然災害防止対策事業債に変更す

ることに伴うものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 審議の途中ですが、ここで午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 2番、真嶋です。3点ほどございます。

まず1点目は、14ページの地域ブランド推進事業1,500万円の補正ということですが、当初予算がどうなっているのか今回の補正なのかということと、また前年の予算ですか、当初、補正含めての実績等踏まえて今回の補正の考え方について詳しく教えていただきたいと思います。

それから2点目が、19ページの温泉開発事業補助金、具体的には特別会計のほうになるのかと思いますけれども、特別会計のほうの補正を見ますと大きな金額が基金繰入れと一般会計の拠出金というふうになっていますので、ここについて今、取りあえずお聞きします。もし特別会計のほうで聞いたほうがよいということでしたら、その点については一旦取り下げます。

それから3点目は、河川費の中で深沢川及び小鬼ヶ瀬川についてということで先ほど説明があったと思いますけれども、具体的な場所のイメージがちょっとつかめないということで、どういう場所で、現状どのような状況、そしてどのような改修を想定しているかをお伺いします。

以上です。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

14ページの地域ブランド推進事業につしまし

ては、当初予算では措置していなくて、今回6月の補正予算でお願いするものでございます。昨年度も、たしか補正予算だったと思いますけれども、同額1,500万円を予算措置させていただいているところでございます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、19ページの温泉開発事業費補助金についてですが、温泉特別会計のほうでもまた説明をいたしますが、言うなれば温泉開発補助金の申請が1法人、1団体からありまして、その財源となるのが温泉開発基金を取り崩し温泉特別会計に繰り入れた後一般会計に繰り出すというような流れになっているというものでございますので、そういうことでございます。

以上です。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 ちょっとページ数ありませんでしたけれども、20ページのことということでよろしいでしょうか。20ページの土木費、8・3・1土木費、河川費の中の委託料の河川改修事業のお話ということになります。これにつきましては、雪解け後に状況確認があったわけですが、河川の護岸の崩落がありましたので、それについて対応するために設計委託を行うための予算経費というふうになります。

場所につきましては、深沢川については沢内庁舎と沢内トレーニングセンターの間を流れている川で、県道を横断して流れる川というふうになります。護岸が崩れておりまして民地に影響がありそうな状況になっておりますので、早急に設計をした上で工事費を改めて積算、予算化した中で工事を発注したいというふうに考えております。

また、小鬼ヶ瀬川につきましては、これは湯川を流れている川でございますが、奥の湯からさらに先の部分で、これも雪解け後に確認をしたこととなりますが、川によって町道がえぐれておりますので、今既に応急対応としてそれ以

上崩れないようにはしておりますけれども、これについても規模が大きいので、設計をした上で工事費を捻出をした上で工事を発注をしたいというふうに考えているところでございます。

議長 真嶋実君。

2 番 それでは、地域ブランドについてはまず前年と同等という措置をするという考え方でよいということですね。

あと、2 点目の温泉開発について、1 法人の具体的な事業の内容というのは特別会計のほうで説明があることになるでしょうか。

それから、護岸について、湯川の奥の湯のさらに先ということですが、一昨年奥の湯で道路のかなり被害がありましたけれども、その場所よりはさらにもっと奥というか、いわゆる温泉の我々が通っているところよりも先ということになるでしょうか、確認です。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 一昨年の令和 5 年度の災害につきましては、豪雨による山からの土砂災害に伴うもので、これは県道ですので県のほうで措置をしております。

今回は奥の湯、民家よりもさらに先の部分になりまして、現地に行ってみると分かると思いますけれども、道路と川が非常に近い部分で流れておりますので、その川の水量によって護岸が削られております。道路にもちょっと影響がありますので、現在は山側を走るような形で鉄板を敷いて通行はできるようにはなっておるものの、それをしっかり直しておかないとさらにえぐれていく状況になりますから、まずは設計をしたいということでございます。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 申し訳ございません、先ほどの私の答弁、ちょっと訂正させていただきたいと思っております。今年度当初予算で予算措置していないと申し上げましたけれども、正確に言いますと、地域ブランド推進事業としてアケビづる試験圃場管理業務委託料19万8,000円を措置しており

ましたので、そのほかに今回1,500万円ということでございます。ちなみに昨年は、このアケビづる試験圃場管理業務委託料はたしか1,500万円のうちに入っておりました。今回は外ということで、今回1,500万ということでございます。大変申し訳ございませんでした。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

今回の補助金の中身ということであれば、今こちらでお答えすることになると思います。補助金につきましては、先ほども申したとおり1法人1団体からの申請ということで、揚湯する部分、ポンプの故障というようなところに伴いまして、その更新ということになります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 1 番 19ページのオロセのつり橋でありますけれども、6,343万7,000円。補正予算について今回出したという、その理由についてお聞きしたいのですけれども、やっぱり補正予算のあり方については、一般化しているような感じではないと思いますけれども、になると、やっぱり財政の悪化の要因として指摘されているので、きちっとした説明をお願いしたいと思います。オロセのつり橋。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

オロセのつり橋の今回の補修につきましては、政策研究会のほうでも事前に報告をさせていただいた部分があるのですけれども、令和 5 年度の定期点検において、健全度の判定において早期に措置を講ずる必要があるということが示されて、令和 6 年度に橋梁補修の設計業務を委託して詳細な調査を実施したということがございます。その調査期間というのが令和 6 年10月18日から令和 7 年の1月31日までだったという部分もございますし、そこで出された金額というものが、今回補正予算でお願いする額という部分になるのですけれども、やはり高額だった

ということもあり、十分に精査をする必要があるということもございまして、当初では措置を見送ったということになっております。

実際に今回のそのオロセのつり橋の補修内容につきましては、やはり環境に配慮してという部分もございまして、仮設という部分の足場の設置というような部分もありますので、実際に算定されたような金額にはなったということがございます。まず、そういうことから内容は精査して、どのような形で分割したほうがいいとか、そういうところもまず考えたのですけれども、今回の提案で一度に実施するほうが足場をさらに2回組むとか、そういう部分の必要性もないということで、一番適正な実施方法だというふうに判断したものでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 いずれ今やらなければということでありまして、それぐらい重要度があるということでもあります。過疎債、要するに借金になりますけれども、今後、オロセのつり橋イコール焼地台になると思うのですけれども、あの一円をどういう感じで持っていこうという……例えばつり橋直したからそれで終わりだというのはなく、やっぱりあそこをどういう形でこれから町の観光の目玉として持っていくとか、その辺はありますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

オロセのつり橋含め焼地台につきましては、5月から大体10月末までというような半年の期間の運営というか、そういう期間になりますけれども、実際に訪れている方は令和4年度では1万人を超えているというようなこともございます。キャンプという部分も非常に人気もございますし、ジャンボスライダーというようなもの人気があるというところでございますし、あとは普通に一般的に団体で訪れるというような問合せもかなりありまして、まずその自然

を楽しむ……山ですとか、湖面、和賀川というような部分を触れ合いが持てる場所というふうに考えております。

今、オロセのつり橋につきましては町のランドマークのような位置づけになっているというふうに私は捉えておりまして、私もここをよく見ているのですけれども、親子連れが非常に多いというふうに思っています。小さいお子さんを連れてつり橋を歩くというところ、やっぱりつり橋という部分が非常によくて、小さい子供も、最初は親とおっかなびっくり歩くような、一緒に手を携えて歩くようなところから、今度ある程度成長した中で一人で歩くというような形で、親にしても、子供にしてもそういうふうな体験で喜びにつながっていく、それが西和賀という町の中で体験できる場所になるだろうというふうに思っております。

そういうことから、非常に今後のポテンシャルも秘めたそういうふうな場所、それが焼地台公園というふうに思いますし、そういう部分からもオロセのつり橋自体もしっかりとした安全性のあったものであるべきだというふうに思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 つり橋はいいと、あと奥のほうもやっぱりまだまだ……年数もたっているし、いろいろな部分が壊れているというか、だんだんにそうになっていくと思いますけれども、考え方としてはそういうところも予算を投入していくという考えなのか、その辺をお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、実際にどれくらいの予算がかけられるかという部分はございますが、まず適正に安全に施設を利用していただくために必要な部分に対応していかなければというふうに考えますので、まずそういう部分は検討させていただきたいと思います。

議長 高橋宏君。

8 番 私からは2点質問したいと思います。

16ページの（仮称）西和賀町保健センター建設事業ということで、建設工事の基本・実施計画委託料が上がっておりますけれども、拠点施設のときにはプロポーザルだったのですけれども、今回のこの委託料についてもプロポーザルによる入札ということで業者を決定して委託していくのか。

また、地質業務のほうも委託されているのですけれども、建設予定のところは病院とか給食センター、消防署など既に建設されていますので、そのときにもある程度の調査も行ったと思うのですけれども、さらにやはり今回必要なかという点。

もう一点は、17ページの畜産業費、堆肥センターの管理ということで、この堆肥センターを管理する山の幸については、一般質問でもありましたけれども、今年度解散するという予定の中での修繕ということですので、これについて緊急を要するものなのか、内容についてお伺いいたします。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 では、16ページ、（仮称）保健センター建設事業のご質問についてお答えをいたします。

まず1点目、基本・実施設計業務委託についての発注方法についてですが、現時点ではプロポーザルにて実施したいと考えてございます。具体的には総務課との協議となりますけれども、今年の3月に建設計画までは策定をしていたのですけれども、敷地でのレイアウトであったり、病院との関連や、あと動線、それからあとは雪の関係とかと、木造で建築するといったところがありまして、やっぱり技術的な提案をいただいてから発注先を決定したいといったことで考えてございますので、設計の発注に関してはプロポーザルで検討しているといったところになります。

それから、地質調査でございますが、議員ご指摘のとおり病院建設とかで調査をしているところですが、ただ、建設予定地が病院敷地内のところだと考えておるのですけれども、恐らく施設の規模で、病院で実施したその地質調査ともう一点、やっぱり建設する場所に近いところの地質調査が必要だと考えておりまして、その分予算計上させていただいたものになります。

以上です。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

畜産業費、堆肥センター管理費の修繕料63万1,000円についてでございますけれども、こちらについては貝沢の沢内堆肥センターの乾燥棟の防風シートについて老朽化等により破損したことから、令和7年度当初予算においては24万1,000円ほど置いていたのですけれども、あの地区は風が強くて、あとそれから施設等もやっぱり老朽化はどうしても避けられないというような状況もございまして、破ける場所がちょっと多くて、それで追加で破損箇所を補修するということで増額補正をさせていただいたものでございます。

いずれ山の幸王国については解散も視野にということで進めてはおりますけれども、風と、それから堆肥舎にしてもそうなのですけれども、水が入ってしまったたり、雪が入ってしまったりと、中の堆肥、それから資材等が使えなくなってしまうということですので、必要最小限に修繕をしていかなければならないものとなっております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8 番 堆肥センターについては理解いたしました。

それで、保健センターのほうは当初計画されていますように、今年度この設計業務について委託し計画が出てきた場合、来年から施工して、その次に実際に保健センターとして運用してい

くという、当初どおりの計画で進んでいるというふうに理解していいのでしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 予算書16ページ、(仮称)保健センター建設事業のご質問についてお答えをいたします。

スケジュールどおりということで、基本計画についても今年度設計をして、来年度、再来年度にかけて工事をして、再来年度、9年度中に何とか稼働ということを目指しておりまして、現在のところその予定に沿う形で進められております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 16ページです。3款民生費、2項児童福祉費、児童福祉総務費の中の18節負担金、補助及び交付金の中に、社会福祉法人にしわが愛児会新保育施設建設事業費補助金が計上されています。これまでの一般質問などでも取り上げられていましたけれども、これについて今のところの見通しを教えてください。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 予算書16ページ、保育施設統合整備事業についてのご質問についてお答えをいたします。

補正予算では、運営する法人への事業費補助金として、今回は実施設計発注に伴う補助金を計上させていただいております。3月に町の方針を決定して、運営法人さんと用地の検討とかを進めており、おおむね見通しがついたために今回補正予算を計上させていただいております。今年度については実測をして、併せて設計業務を行った上で、来年度から着工、そして再来年度、9年度新園舎での保育をスタートというスケジュールで進めておるところでございます。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

1 番 私から1件だけ質問いたします。

19ページの道路維持費ですけれども、道路舗

装の補修事業500万ほど、これ予算化していますが、雪が消えてから3か月ぐらいたつのですけれども、これまで道路の補修調査をしての予算なのか。と申しますのは、もう大分地域によっては道路が傷んでいます。それ、どうも補修がなかなかされていないというので、住民からもいろいろ要望というか、聞かれているのですけれども、この500万というのはどれほどの補修を精査しての予算なのか、まず伺います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、道路維持費の修繕料であります道路補修事業についてお答えします。

例年、当初予算のほうで修繕費を置いているわけですが、これはあくまで例年の当初予算費ベースの中で置いておりまして、雪解け後に全ての路面を調査した上で必要な経費を置こうとするものでございます。

当初300万円に対して実際、町全体の補修をするとすると1,700万ほど必要になるところでございますが、今回500万というのはやはり町の税収的なところも全て兼ね備えた上での予算措置というふうになります。その中でまず急ぎでやった部分というのは、現在秋田自動車道4車線化の工事の中で進めております越中畑地区については傷みがかなりひどかったことから、当然工事も継続しておりますので、そこについてはできるだけ早くといったところで対応させていただいておりますし、さらに錦秋湖マラソン、それから100キロマラソンの部分について対応を急いでいたところでございます。

今回の補正を含めた上で、残りの部分で全体の中で劣化度のひどいところを中心に進めていきたいというふうに考えておるところです。

その金額に対する量に関しては、毎年金額については積算をしているわけですが、1トン当たり幾らということでやっておりまして、現在1トン当たり10万円ちょっとのことというふうになります。その量に対しての面積というふうになりますが、ちょっと詳細については現在手

持ちがありませんでしたので、量的には1トン、大体今10万円をちょっと超えるような金額でやらせていただいているところでございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 今の状況分かりましたけれども、いわゆる毎年のことでありますが、雪解けとともに道路の破損が極めて激しいというか、特に補修しているところも何回もしているとかなり危険な破損が出ていますので、車なんか破損するような状況も見られます。ですから、できればやはり雪解けと同時に、4月中にもう応急措置とかそういうことが必要かなと私は思いますし、当初予算である程度、毎年のことであるから、いわゆるこういう補修予算も確保して、できればやっぱり地域のそういう激しいところはできるだけ早く補修すべきと私は考えますが、住民からもそういう声が寄せられていますので、予算についてはキロ当たり分かりましたので以上ですが、その辺の今後の対応についてお伺いします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 予算がないことには進められないわけでございますので、町全体の予算経費の中での兼ね合いもあろうかというふうには思いますが、建設水道課としては必要な予算措置について努力をさせていただきたいというふうに考えております。

議長 北村嗣雄君。

1 番 私が率直に言いたいのは、やっぱり当初予算で、毎年のことであるから、予算確保して、雪解けと同時に応急措置なり……私もいろいろ、もちろん自分の地域もそうですけれども、やはりいろいろ住民からも要望が出ていますから、その辺を対応として今後やっていただきたいというふうに、その意向を伺ったところですので、よろしくお願いします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 議員おっしゃるとおり、多くの町民の方からそういったお言葉もいただいている

ところでもありまして、そのように感じていらっしゃるのだろうというふうに私も思っておりますし、このような形で議員さんから力強いお言葉をいただきましたので、来年度はぜひしっかりさらに積算した上で大幅な予算増となれるように我々も努力してまいります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第4号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,613万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,173万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から

説明いたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目温泉施設管理費、10節需用費、修繕料47万5,000円の増額は、冬期融雪後の状況確認において槻沢温泉、砂ゆっこ駐車場路面の破損箇所が確認されたことから、修繕しようとするものです。

27節繰出金、一般会計繰出金1,565万6,000円の増額は、温泉開発事業補助金の財源に充てるため、一般会計に繰出します。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。

3款2項1目基金繰入金、温泉開発整備基金1,565万6,000円の増額は、温泉開発事業費補助金の財源に充てるものです。

4款1項1目繰越金47万5,000円の増額は、今回の補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 令和7年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第5号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の支出において、人事異動に伴う医師及び会計年度任用職員の給与費の調整と、経費のうち修繕費及び引き続き岩手県から派遣いただく医師に係る給与等負担金の増額により病院事業費用を4,020万1,000円増額し、病院事業費用の合計を11億776万6,000円とするものです。

収入については、一般会計からの補助金を支出と同額の4,020万1,000円増額し、病院事業収益の合計を10億5,659万2,000円とするものです。詳細については病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の詳細につきまして、引き続き私のほうから説明させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。第1条では令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるとし、第2条では業務予定量の補正を行っております。

(5) 主な建設改良事業、①医療機器等整備事業におきまして、今回新たに歯科における医療機器等整備費として156万2,000円を増額し、4,156万9,000円とするものです。

第3条においては収益的収入及び支出の予定額の補正を、第4条では資本的収入及び支出の予定額の補正を行うものです。

第5条では、歯科における医療機器等整備費の増に伴い、企業債の限度額3,910万円を

4,060万円に補正するものです。

第6条では、給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を、2ページ、第7条は、収益的収支予算に係る一般会計からの補助金の増額に伴い、他会計からの補助金の額の改正をそれぞれ行うものです。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。11ページを御覧ください。

初めに、収益的支出について説明いたします。1款1項1目給与費の補正についてですが、当初予算編成時に見込んでおりました人員体制と実際に4月からスタートしております人員体制に差異が生じていることから、給料、手当及び法定福利費の調整をするものです。

まず医師についてですが、当初予算編成時においては、岩手県からの医師派遣が明確でなかったことから予算に反映することができませんでした。今回新たに4月から継続派遣をいただいております岩手県派遣医師の手当等を増額するものになります。また、会計年度任用職員については、4月から新たに看護師1名、理学療法士1名、看護補助者2名を採用したことに伴い、給与費、手当、法定福利費をそれぞれ増額し、給与費全体で2,164万5,000円を増額するものです。

3目経費の10節修繕費313万9,000円の増額は、医療機器修繕費として心電図等の検査結果を電子カルテへ反映させる心電図データマネジメントシステムの無停電電源装置バッテリーの交換と内視鏡下部スコープの修繕で52万1,000円を、病院施設修繕費として、チップボイラー設備において冬期間使用後の点検を行ったところ、チップを炉に送る箇所のスロープ耐火材と炉に空気を送るためのサイドエアー壁面の交換、さらに煙室扉の耐熱材と炉本体の耐火材の交換が必要との指摘を受け、2基分の合計としまして261万8,000円を増額をお願いするも

のです。

19節諸負担金1,541万7,000円の増額は、岩手県より派遣いただいている医師に係る給与費等負担金であります。

10ページへお戻りください。収益的収入については、1款2項2目1節他会計補助金、一般会計からの補助金4,020万1,000円を増額をお願いするものです。

次に、資本的収支予算の支出について説明いたします。6ページを御覧ください。

1款1項1目設備費156万2,000円を増額は、歯科用コンピューテッドラジオグラフの更新を行うものです。この機器は、歯科でエックス線撮影をする際に、従来のエックス線フィルムの代わりに特殊なプレート、イメージングプレートといいますが、これを使用してエックス線画像をデジタル化する機器になります。この機器については新病院開院時に設置した機器になっておりまして、今年度に入ってから不具合が生じており、今後部品等の供給が終了し、修繕できなくなるということから更新をお願いするものになります。

5ページにお戻りください。収入についてですが、1款1項1目地方債150万円、2項1目他会計出資金3万1,000円をそれぞれ増額し、合わせて153万1,000円を歯科用医療機器更新の財源として見込むものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私から1点、11ページの修繕費ということで、今、事務長からも説明あったのですが、チップボイラーについて点検で判明したということで今回の修繕費ということですが、この点検というのはどのくらいの期間で

行われている点検ということになるのでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

点検につきましては、冬期間の使用が主になりますので、冬期間終了した時点で点検を実施しているという状況になります。

議長 高橋宏君。

8番 このチップボイラーについては、病院建設当初からの導入だと思うのですが、現在まで導入した結果の効果という点について病院としてはどのように捉えているのでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

効果というか、経費の節減の部分になりますけれども、令和6年度でお答えいたしますと、年間のチップの使用量ですけれども、1,385立方という量を使用してございました。これらを現在の単価で掛けますと、重油に換算すると8万9,000リットルぐらい使用しているという計算になるようです。それらを金額で割り出して差引きしますと、重油のみで使っている場合に比べますと、年間で480万円ほど節約できているという試算をしたところであります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和7年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第6号 令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによとし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額3億9,964万9,000円に248万6,000円を増額し、水道事業費用総額を4億213万5,000円にしようとするものです。

第3条では資本的収入の予定額の補正を定めており、資本的収入について既決予定額2億9,613万5,000円から4万3,000円を減額し、資本的収入総額を2億9,609万2,000円にしようとするものです。

2ページを御覧ください。第4条では企業債について、泉沢地区配水管布設替事業として限度額4,170万円を5,800万円に補正するものです。

詳細については担当課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、収益的支出の補正予定額の内容について説明いたします。6ページを御覧ください。収益的支出1款1項1目原水及び浄水費、修繕費248万6,000円を増額は、長峰及び柳沢の浄水場において薬剤注入機器に不具合が生じていること、また新町浄水場の非常用自家発電装置が経年劣化により部品交換を含むオーバーホール

が必要になったことから、それぞれ修繕を行うものです。

次に、資本的収入の補正予定額の内容について説明いたします。資本的収入1款1項1目企業債1,630万円の増額、4項1目国庫補助金1,634万3,000円の減額は、主要地方道盛岡横手線泉沢地区配水管布設替事業に係る国庫補助金の内示を受けたことから予算の調整を行うものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和7年度西和賀町水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま審議の途中ではありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

議案審査に入る前に、病院事務長のほうから発言訂正求められておりますので。

病院事務長。

病院事務長 申し訳ございません。先ほどの議案

第5号 町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算審議の際、高橋宏議員よりチップボイラーの設備の点検回数についての質問の際に私、年1回と答弁申し上げましたが、点検につきましては日常点検のほかに定期点検は年3回実施しておりましたので、おわびして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 高橋宏議員、それでいいですね。

それでは、日程第13、議案第7号 令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによとし、第2条では資本的収入の予定額の補正を定めており、資本的収入について既決予定額3億3,575万9,000円に8,000円を増額し、資本的収入総額を3億3,576万7,000円にしようとするものです。

第3条では、企業債について下水道管路施設整備事業として限度額1,600万円を1,810万円に、また下水道事業資本費平準化債として限度額4,840万円を8,000万円に補正するものです。

2ページを御覧ください。第4条では、他会計から補助を受ける金額を3億7,035万3,000円から3億3,875万3,000円に改めるものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、資本的収入の補正予定額の内容について説明いたします。

7ページを御覧ください。資本的収入、1款1項1目企業債3,370万円の増額のうち、下水道管路施設整備事業210万円の増額と3項1目

国庫補助金209万2,000円の減額は、今年度から補助金交付申請が可能となった設備等更新事業における国庫補助金の内示を受けたことから予算調整を行うものです。

また、同じく企業債のうち下水道事業資本費平準化債3,160万円の増額と3項3目他会計補助金3,160万円の減額については、下水道事業資本費平準化債の増額に伴い一般会計補助金を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和7年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第8号 消防ポンプ自動車の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 消防ポンプ自動車の取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては予定価格700万円

以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、消防ポンプ自動車。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、3,212万円。

4、契約の相手方、岩手県一関市山目字中野34番地2、株式会社古川ポンプ製作所一関支店支店長、佐藤茂。

参考までに、納期は令和8年3月31日、指名業者は町外7者、入札は5月22日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 消防ポンプ自動車の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第9号 西和賀町立小中学校学習者用タブレット端末の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第9号
西和賀町立小中学校学習者用タブレット端末の
取得に関し議決を求めることについて提案理由
を申し上げます。

この取得契約につきましては予定価格700万円
以上の財産取得であることから、地方自治法第
96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付
すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条
例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、西和賀町立小中学校学習
者用タブレット端末。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,148万700円。

4、契約の相手方、イーハトーブNEXTG
IGA協創コンソーシアム。

5、契約事業者、岩手県北上市村崎野19地割
116番地4、株式会社システムベース代表取締
役社長、折笠英輝。

参考までに、納期は令和8年3月31日、見積
徴収業者は町外1者、見積書の開封は6月4日
に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号　西和賀町立小中学校学習者用タ
ブレット端末の取得に関し議決を求めること
についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長　起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま
した。

続いて、日程第16、議案第10号　損害賠償の
額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました議案第10号
損害賠償の額を定めることについて提案理由を
申し上げます。

地方自治法第96条第1項第13号の規定によ
り、次のとおり損害賠償の額を定めることに
ついて議会の議決を求めるものです。

内容は、次のとおりであります。

1、相手方、岩手県盛岡市紺屋町1番25号、
東北電力ネットワーク株式会社岩手支社長、佐
藤哲郎。

2、事故の概要、令和7年2月4日午後3時
30分頃、西和賀町大沓36地割41番地9地内、町
道川尻住宅1号線付近において、建設水道課所
管の除雪車が除雪作業中、東北電力ネットワ
ーク株式会社所有の電力柱に接触し、電力柱に損
害を与えたものであります。

3、損害賠償額、140万4,071円とするもの
です。

なお、損害賠償額については、その全額を保
険金により支払うものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、発議第2号 消費税5%以下への引き下げを求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

普本歌織君。

3番 発議第2号 消費税5%以下への引き下げを求める意見書。提案者は普本歌織、賛成者は中村ひとみ議員であります。上記の議案を、別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨は、長引く物価高が国民の生活を直撃しています。国民の生活の安定のため、最も有効であると考えられる消費税減税を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により、関係機関に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げて説明といたします。

消費税率5%以下への引き下げを求める意見書。長引く物価高が国民の生活を直撃しています。食料品、水光熱費、衣服など、あらゆるものの価格が上がっているいま、毎日の買い物にかかる消費税の負担を減らすことは、もっとも力強く、効果的な暮らし応援です。消費税は二度も増税されたことで、いま中間所得層まで、最も重い税負担が消費税となっています。低所得の人ほど収入に対する負担が重く、消費税の減税を求める国民の声がいちだんと大きく広がり、重要な政治課題に浮上してきました。

世界では109の国・地域が消費税にあたる付加価値税を減税し国民の生活と中小業者の生業を守ろうとしています。スペインは電気代の税率を半分に引き下げ、ポーランドやペルー、ポルトガルなどは主要な食品をゼロ%に引き下げました。ベトナム政府は企業と消費者の双方にメリットがあると主張し、減税措置を延長しました。

政府は社会保障のためと繰り返し説明しながら税率を引き上げてきましたが、医療・介護・年金・教育のどれをとっても国民負担は増えているのが実態です。税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる分の財源が生まれると試算しています。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ意見書を提出します。

若干補足させていただきます。日本共産党西和賀町委員会では3月より町内の皆さんに対して暮らし向き、暮らしの課題等をお聞きするアンケートを実施しており、回答してくださったほとんどの方が暮らしにゆとりがない、不安があるという回答でした。

また、政治の課題として感じていることの中では、税の集め方・使い方に課題を感じているという回答もあり、町民の皆さんの対話の中でも消費税困るという声も聞かれます。

議会としても何かの形で対応すべきと考えるものであります。

意見書の提出先は記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

議長 説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。提案者は自席にお戻りください。

これから討論に入ります。3名の通告がありました。

まず、原案に反対者の発言を許します。

刈田敏君から反対の通告がありましたので、これを許します。

刈田敏君。

1 1 番 発議第2号 消費税5%以下への引き下げを求める意見書に対し、反対の立場で討論いたします。

意見書では、社会保障のためと税率を引き上げてきたが、医療・介護・年金・教育のどれをとっても国民負担は増えているのが実態と述べているが、2点について反対の理由を申し上げます。

1点目、国分の消費税収入については全額社会保障4経費に充てていることとされ、また引上げ分の地方消費税収については消費税法第1条第2項に規定する経費、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする旨地方税法に明記されていて、この趣旨を踏まえ、西和賀町予算執行に当たり、引上げ分の地方消費税収については事務費や職員人件費を除く社会保障施策に要する経費に充てている。

少子化・人口減少に歯止めがかからない本町にとっては、社会保障4経費、年金、医療費、介護、少子化対策、そして社会保障施策全般に必要なものだと考えます。地方消費税交付金は、町の財政を安定させるため重要となっています。

2点目、社会保障の財源の大半は消費税であることから、減税により財源の確保のめどが立たない場合、社会保障の維持が可能か、不安が大であります。

以上、反対の理由を申し上げ反対討論といたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

唐仁原俊博君より通告がありましたので、これを許します。

唐仁原俊博君。

6 番 意見書に賛成の立場から討論します。

私は、国の社会保障制度について今よりも後退することがあってはならないと考えています。そのためにはどこかで財源を確保する必要があるわけですが、消費税、それから社会保険料あるいは年金制度の先行きが不透明であること、そして社会情勢などから最近若い世代、一部では子供を産み育てることが罰ゲームであるとか、生きることすら罰ゲームと言われるような風潮があるようです。

一方で、若い世代が貧しいのは高齢者世代に多額の社会保障費、医療費などがつぎ込まれているからだ、安易な世代間闘争をあおる言説も見られます。

人口推移については予測はされていたわけですから、批判されるべき第一は政府だと考えます。

さて、消費税は公平な税金だと言われていきます。ただし、いわゆる水平的公平と垂直的公平のバランスが適切であるかは、政府が示すべき、国がどういう方向を目指すのかと、その考えと照らし合わせて考えていく必要があると思います。

国が理想とする社会が十分に示されていないか、あるいは十分な納得や共感が得られていないからこそ、建設的な議論ではなくて、感情論や暴論が横行しているように感じます。

消費税負担を軽くすることが全てを解決するとは私は考えませんし、十分に機能的な軽減税率が導入されれば、物によってはもっと消費税率を上げていいものもあるでしょう。

しかし、現在あらゆる物の値段が上がり、一方でそれに見合うほど賃金は増えず、実質賃金はマイナスが続いています。家計の負担軽減は待ったなしの状況であると考え、意見書の提出に賛成します。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中村ひとみ君より通告がありましたので、これを許します。

中村ひとみ君。

4 番 私も賛成の立場として討論いたします。

消費税は、地方交付税や社会保障の財源でもあります。また、政府の債務返済にも利用されています。単に下げればいいということではありませんが、しかし提案者の普本議員が示すように、これまで消費税が段階的に上がったにもかかわらず、私たち国民が支払う社会保険料の負担は増えています。近年では、衣食住の物品や光熱費、燃料費、物流費など、あらゆるものの物価高騰が止まりません。

このような状況が続くことは、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会・まちの形成と掲げる地方創生の実現や国家存続を揺るがす出生率にも影響してくると思います。

例えば生活環境の改善あるいは地方への移住または新しいことへのチャレンジなど生活の変化を求めても、経済的負担が大きい状況下では大きな決断をすることは難しいのではないのでしょうか。

消費税率を下げることで、消費の拡大や企業の売上げが増加し景気の好転が期待されることはもとより、低所得者層や子育て世代、高齢者の支出負担が軽減されます。国民の経済的ゆとり感が生まれることで多くの方の夢や希望がかなえられ、結果、地域の活性化へと循環されていくのではないのでしょうか。

以上により、消費税率を引下げの意見書について私は賛成の討論をいたしました。よろしくお願いいたします。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。
ありませんか。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論を終了し、表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第2号 消費税5%への引き下げを求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

続いて、日程第18、常任委員会の所管事務調査の件を議題とします。

お手元に配付しました所管事務調査通知のとおり、総務教民常任委員長及び産業建設常任委員長から、それぞれの委員会において会議規則第73条の規定により閉会中において調査したい旨の申出があります。

総務教民常任委員会における調査事項は「西和賀町の介護施設の現状と課題を探る調査」、産業建設常任委員会における調査事項は「町内上下水道施設の現状と課題の把握」であります。

お諮りいたします。総務教民常任委員会及び産業建設常任委員会からの申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、総務教民常任委員会及び産業建設常任委員会からの申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

続いて、日程第19、閉会中の広報編集常任委員会開催の件を議題とします。

広報編集常任委員会は、会期中以外にも1年を通して編集委員会を開催する必要があることから、その都度承認を得ることなしに委員会の開催を承認することを議決しておきたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、よってそのように決定いたしました。

続いて、日程第20、閉会中の議会運営委員会開催の件を議題とします。

議会運営委員会は議会を開く前に会期の検討等が必要となることから、その都度承認を得ることなしに委員会の開催を承認することを議決しておきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

続いて、日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しました議員派遣の件について事務局長に説明させます。

事務局長 それでは、議員派遣の件についてご説明します。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

件名は、令和7年度西和賀町行政視察研修です。派遣目的は、西和賀町の抱えている課題の解決と議員の資質向上、議会の活性化を図るため、先進地の調査研修を実施し、町政の発展に寄与することを目的とするものです。

派遣場所は秋田県五城目町、町立五城目小学校、行政視察のテーマは学校を0歳から100歳までの学びの場として活用する「五城目みんなの学校」の取組について及び距離も関係性も超えて行く「五城目教育留学」の取組についてです。

派遣時期は令和7年7月2日で、派遣議員は12名となります。

以上です。

議長 お諮りいたします。

ただいま事務局長が説明したとおり、議員派遣をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、事務局長が説明したとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議員派遣の件は議決されましたが、派遣場所、派遣時期等に変更があった場合は、その決定については議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第15回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 1時30分 閉 会